

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	移出に係る揮発油の特定用途免税、引取りに係る揮発油の特定用途免税、移出に係るみなし揮発油の特定用途免税、引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	揮発油税：外、地方揮発油税：外
		② 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 ゴムの溶剤等の用途に供される揮発油及びみなし揮発油について、揮発油製造所から移出する場合及び保税地域から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第 89 条の 3、第 89 条の 4、第 90 条、第 90 条の 2	
4	担当部局	経済産業省 製造産業局 素材産業課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月	
6	創設年度及び改正経緯	昭和 32 年度創設（揮発油） 昭和 59 年度創設（みなし揮発油）	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新・素材産業ビジョン中間整理（令和 4 年 4 月）では、化学を含む素材産業は、経済社会をえる基盤をなすとともに高い競争力を有しており、我が国産業全体の競争力の源泉として極めて重要な位置を占める基幹産業であるとしているところ、諸外国において、原料用途の揮発油等が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコルフットディングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
			《政策目的の根拠》 新・素材産業ビジョン中間整理（令和 4 年 4 月）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
			③ 達成目標及びその実現による寄与

9y	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>5,470</td> <td>4,334</td> <td>4,767</td> <td>4,857</td> <td>4,653</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>38,687</td> <td>34,621</td> <td>34,357</td> <td>35,888</td> <td>34,955</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>1,802</td> <td>1,785</td> <td>2,073</td> <td>1,887</td> <td>1,915</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>4,921</td> <td>4,305</td> <td>4,355</td> <td>4,527</td> <td>4,396</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15,830</td> <td>14,920</td> <td>16,241</td> <td>15,664</td> <td>15,608</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66,710</td> <td>59,965</td> <td>61,793</td> <td>62,823</td> <td>61,527</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	5,470	4,334	4,767	4,857	4,653	塗料	38,687	34,621	34,357	35,888	34,955	印刷用インキ	1,802	1,785	2,073	1,887	1,915	接着剤	4,921	4,305	4,355	4,527	4,396	その他	15,830	14,920	16,241	15,664	15,608	合計	66,710	59,965	61,793	62,823	61,527
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																						
		ゴム	5,470	4,334	4,767	4,857	4,653																																						
		塗料	38,687	34,621	34,357	35,888	34,955																																						
印刷用インキ	1,802	1,785	2,073	1,887	1,915																																								
接着剤	4,921	4,305	4,355	4,527	4,396																																								
その他	15,830	14,920	16,241	15,664	15,608																																								
合計	66,710	59,965	61,793	62,823	61,527																																								
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>294</td> <td>233</td> <td>256</td> <td>261</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>2,081</td> <td>1,863</td> <td>1,848</td> <td>1,931</td> <td>1,881</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>102</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>265</td> <td>232</td> <td>234</td> <td>244</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>852</td> <td>803</td> <td>874</td> <td>843</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,589</td> <td>3,227</td> <td>3,324</td> <td>3,380</td> <td>3,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	294	233	256	261	250	塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881	印刷用インキ	97	96	112	102	103	接着剤	265	232	234	244	237	その他	852	803	874	843	840	合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																								
ゴム	294	233	256	261	250																																								
塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881																																								
印刷用インキ	97	96	112	102	103																																								
接着剤	265	232	234	244	237																																								
その他	852	803	874	843	840																																								
合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310																																								
③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>294</td> <td>233</td> <td>256</td> <td>261</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>2,081</td> <td>1,863</td> <td>1,848</td> <td>1,931</td> <td>1,881</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>102</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>265</td> <td>232</td> <td>234</td> <td>244</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>852</td> <td>803</td> <td>874</td> <td>843</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,589</td> <td>3,227</td> <td>3,324</td> <td>3,380</td> <td>3,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	294	233	256	261	250	塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881	印刷用インキ	97	96	112	102	103	接着剤	265	232	234	244	237	その他	852	803	874	843	840	合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																								
ゴム	294	233	256	261	250																																								
塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881																																								
印刷用インキ	97	96	112	102	103																																								
接着剤	265	232	234	244	237																																								
その他	852	803	874	843	840																																								
合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310																																								
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 揮発油税法による非課税化ではなく、租税特別措置法による免税措置ではあるが、石油化学製品の製造のために揮発油を消費する揮発油税等が免除されているため、実質的には国際的なイコールフットINGは確保されており、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に、一定程度、寄与しているものと考え。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 原料用途の揮発油に係る課税環境は国際的なイコールフットINGが実質的には確保されている。</p>																																												

		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。</p> <p>仮に、現行の揮発油税(53,800円/KL)がそのまま課税されることになれば、全体で約33億円の追加負担が、ゴム、接着剤、塗料等を利用するすべての製造業のコストとなり、製造業全体の国際競争力を低下させる懸念がある。加えて、これらの産業は中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。</p> <p>したがって、将来における石油化学産業の継続的な事業活動を確保するために、本措置は有効である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>諸外国において、原料用途の揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品製造用輸入及び国産揮発油に係る揮発油税の免税措置 ・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る石油石炭税の免税措置 ・石油化学製品原料用国産揮発油に係る石油石炭税の還付措置 ・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る関税の無税措置 ・石油化学製品製造用軽油の引取りに係る非課税措置 <p>石油化学製品の原料に課税しないという国際的なイコールフットイングを確保すべく、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		特になし
12	評価結果の反映の方向性		特になし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月